

## 江東区江東公会堂条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

江東公会堂の改修工事に伴い、貸出施設の名称及び利用料金の改正を行う。

### 2 改正の概要

別表（第7条関係）に、改修工事に伴う新設または面積変更等により変更のあった貸出施設の利用料金を定める。

### 3 新旧対照表

2ページのとおり。

### 4 施行予定日

令和8年4月1日

### 5 経過措置

附則において、施行日前の経過措置を定める。

江東区江東公会堂条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第7条関係)				別表 (第7条関係)			
区分	利用日	単位	利用料金	区分	利用日	単位	利用料金
(略)				(略)			
大ホール楽 屋		1日	6,600円	大ホール楽 屋		1日	6,600円
(略)				(略)			
大会議室	平日	1日	32,400円	オープンス	平日	1日	51,800円
	土曜日、日曜 日及び休日			1日	39,600円		
中会議室		1日	10,050円	会議室		全 面	20,100円
						1日	
特別会議室	(略)			プレイルー ム	(略)	半 面	10,050円
						1日	
(略)				(略)			
第2練習室 及び第4練 習室		2時 間	4,000円	第2練習室		2時 間	2,900円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
				附 則			
				(施行期日)			
				1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。			
				(経過措置)			
				2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日以前に行った利用の承認については、なお従前の例による。			